

新潟県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第9号

新潟県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

新潟県農業協同組合法施行細則（平成8年新潟県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第19号様式（第12条関係） 農業経営規程承認申請書 （略） 添付書類 1～3 （略）</p>	<p>第19号様式（第12条関係） 農業経営規程承認申請書 （略） 添付書類 1～3 （略） <u>4 農業協同組合法第11条の50第5項に規定する農業協同組合以外の農業協同組合にあっては同条第3項の規定による同意を得たことを証する書類、同条第5項に規定する農業協同組合にあっては同条第7項及び第8項に規定する手続を完了したことを証する書類</u> <u>5 農業協同組合連合会が農業の経営を行おうとする場合にあっては、農業協同組合法第11条の50第9項の規定による同意を得たことを証する書類</u></p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。